

澁 谷 工 業 株 式 會 社

定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当会社は、澁谷工業株式会社と称する。

### (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動ボトリングシステムの製造販売
2. 自動包装機械の製造販売
3. 荷役運搬設備の製造販売
4. 食品加工機械並びに化学機械の製造販売
5. 産業用ロボット装置並びに金属工作機械の製造販売
6. 電子応用装置の製造販売
7. 医療機械器具の製造販売および再生医療に関する事業
8. 機械設備、プラント類および構築物等のエンジニアリング  
並びに工事請負業
9. 産業・一般廃棄物の処理装置の製造販売
10. 農業用設備機器の製造販売
11. コンピューターによる情報処理システム並びに関連機器に  
関するシステムエンジニアリング、開発、設計、製作、販売
12. 電気通信事業
13. 中古機械の買取、販売
14. 前各号に関する輸出入の業務
15. 前各号に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を石川県金沢市に置く。

### (機関の設置)

第 4 条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

### (公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって  
電子公告とすることのできない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、11,000 万株とする。

### (単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売渡す旨を当会社に請求することができる。

### 第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 6 月 30 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって決する。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権行使することができる。この場合には株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員 数)

第17条 当会社の取締役は7名以内とする。

### (選 任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。  
2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

### (代表取締役および役付取締役)

第20条 当会社に社長1名を置き、必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。  
2 社長は、当会社を代表する。  
3 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

### (名誉会長、名誉顧問、相談役、顧問および参与)

第21条 当会社は取締役会の決議により、名誉会長、名誉顧問、相談役、顧問および参与各若干名を置くことができる。

### (取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。

### (取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

### (報酬および退職慰労金)

第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 25 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

- 第 26 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選 任)

- 第 27 条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任 期)

- 第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

- 第 29 条 監査役会は監査役の中から、常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

- 第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

- 第 31 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬および退職慰労金)

- 第 32 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

### (剰余金の配当)

- 第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。
- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

### (自己株式の取得)

第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行なうことができる。

### (配当金の除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

## 第7章 買 収 防 衛 策

### (買収防衛策)

第38条 株主総会は、買収防衛策の導入、発動、廃止および維持について決議することができる。

- 2 前項の「買収防衛策」、「導入」、「発動」、「廃止」および「維持」とは、次の各号に定められるものとする。

#### 1. 「買収防衛策」

当会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行なうこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、買収が開始される前に導入されるものをいう。

#### 2. 「導入」

買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行なう等買収防衛策の具体的な内容を決定することをいう。

#### 3. 「発動」

買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。

#### 4. 「廃止」

買収防衛策として発行された新株または新株予約権を無償取得する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。

## 5. 「維持」

買収防衛策として発行された新株または新株予約権を無償取得しない等導入された買収防衛策を取り止めないことをいう。

- 3 当会社が、買収防衛策の一環として新株予約権の発行もしくは移転または無償割当に関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として以下の事項を定めることができる。
  1. 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと。
  2. 当会社が非適格者以外の者のみから当該新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式を交付できること。
  3. 当会社が非適格者から当該新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付できること。

この定款は2023年9月27日開催の第75回定時株主総会の決議によって改正されたものであります。